

公衆浴場営業許可申請について

○手続きの流れ

- 1 事前相談（営業の概要、構造設備等）、他法令の確認
- 2 申請書提出
- 3 現地調査（申請から概ね1～2週間）
※申請内容と相異がないか、監視員が現地を調査します。立会いが必要です。
- 4 許可または不許可の決定（原則、申請日の翌日から開庁日で数えて15日間以内）

○必要な書類等の一覧（その他の公衆浴場）

必要な書類等	備考
公衆浴場営業許可申請書	記入例参照
営業施設の構造設備を明示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業施設が複数階建ての場合、各階の平面図 ・ 営業施設が建物の一部である場合や、複数棟のうち一部分のみである場合、公衆浴場として営業する部分を明示した図 ・ 脱衣室、浴室、浴槽を明示し、各々寸法を記入 ・ 便所、手洗い設備の位置を明示 ・ 湯栓と水栓（カラン、シャワー）、携帯品保管棚（戸棚、ロッカー、下駄箱等）の位置を明示
配管系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろ過器、ヘアキャッチャー、塩素注入器等の位置関係、新鮮湯や循環湯の補給場所がわかる系統図 ・ ろ過器がある場合、ろ材、ろ過能力がわかる仕様書
入浴設備の調査票	記入例参照
（浴用水が水道水以外の場合） 浴用水の水質検査成績書の写し	国公立衛生試験機関等の水質検査成績書の写し（「許可申請時の水質検査について」参照） ※ 原本もお持ちください。（確認後、返却します。） ※ <u>水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。</u> 詳しくは検査機関にお問い合わせください。
（法人の場合） 定款又は寄付行為の写し	/
（健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等の場合） 規約の写し	
（温泉を使用する場合） 温泉成分を記載した書類	温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量、効能を記載した書類を添付して下さい。
公衆浴場業の申請手数料	22,060円（令和4年12月現在）

※ 次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）

- ・ 申請者が法人の場合は、**登記事項証明書（原本）**
- ・ **自主管理の手引書**

※※ 営業形態によっては上記添付書類の他に営業内容や風紀上の措置等を記載した書面の提出を求められることがあります。

問合せ先 神奈川県平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課
電話：0463-32-0130（代表） FAX：0463-35-4025

令和4年12月作成

<関係機関の問合せ先>

※公衆浴場法以外の法令について、関係機関に手続きの有無等をお問合せください。

お問合せの際は、公衆浴場営業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	平塚市	消防本部予防課	0463-21-3240	平塚市浅間町9番1号 本館3階
	大磯町	消防本部消防総務課 予防係	0463-61-0911	大磯町大磯 1075
	二宮町	消防本部消防課 予防班	0463-72-0015	二宮町中里 711-1
建築基準法	平塚市	建築指導課	0463-23-1111 (代)	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 建築指導課	0463-22-2711 (代)	平塚市西八幡 1-3-1
都市計画法	平塚市	まちづくり政策課	0463-23-1111 (代) 0463-21-8781 (直)	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町	都市建設部 都市計画課 都市計画係	0463-61-4100 内線 : 221, 239, 243	大磯町東小磯 183
	二宮町	都市整備課 計画指導班	0463-71-5956 (直)	二宮町二宮 961
屋外広告物条例 (※1)	平塚市	まちづくり政策課 都市景観担当	0463-23-1111 (代) 0463-21-8781 (直)	平塚市浅間町9番1号本 館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 許認可指導課	0463-22-2711 (代)	平塚市西八幡 1-3-1
土地利用調整 条例(※2)		土地水資源対策課	045-210-3115	横浜市中区日本大通 1
風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に 関する法律	平塚市	平塚警察署生活安全課	0463-31-0110	平塚市西八幡 1-3-2
	大磯町 二宮町	大磯警察署生活安全課	0463-72-0110	大磯町国府本郷 207-1

※1 屋外広告物を設置する場合に関係する法律又は条例です。

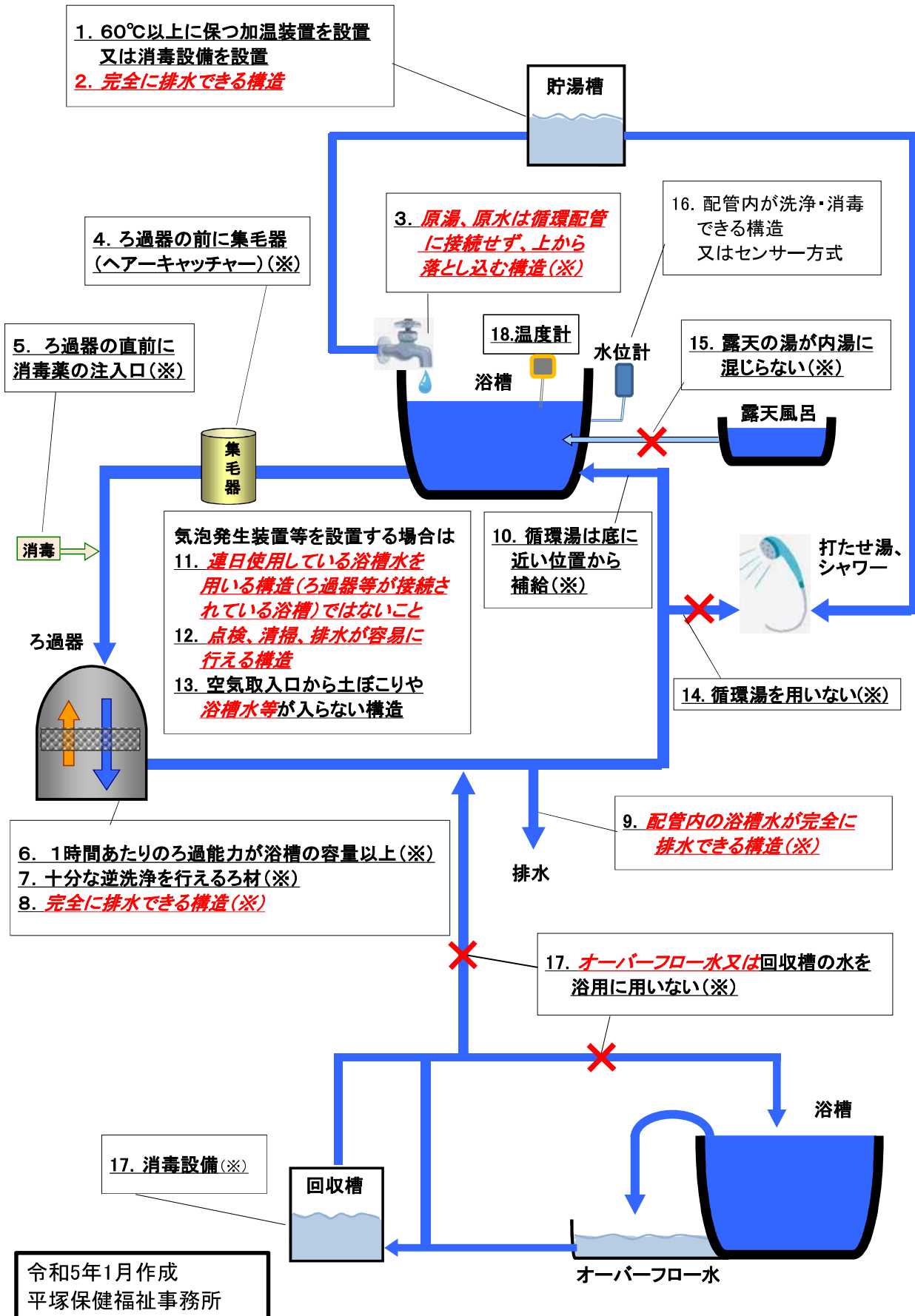
※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

入浴設備の構造設備基準（公衆浴場）

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所

(注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの

(注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



【参考】 根拠法令等

公衆浴場条例：公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

1	公衆浴場条例	別表第1-2-(9)ア	貯湯槽内の 原湯又は上がり用湯 の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の 原湯又は上がり用湯 の消毒設備を設けること。
2	公衆浴場条例	別表第1-2-(9)イ	貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
3	公衆浴場条例	別表第1-2-(10)	浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
4,6,7	公衆浴場条例	別表第1-2-(11)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
5	公衆浴場条例	別表第1-2-(13)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
8,9	公衆浴場条例	別表第1-2-(14)	ろ過器等(ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等)は、完全に排水できる構造とすること。
10	公衆浴場条例	別表第1-2-(12)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
11,12,13	公衆浴場条例	別表第1-2-(17)	気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備)を設置する場合にあつては、 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。 この場合において、気泡発生装置等は、 点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、 空気取入口から土ぼこり、 浴槽水等 が入らないような構造であること。
14	公衆浴場条例	別表第1-2-(16)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
15	公衆浴場条例	別表第1-2-(18)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
16	公衆浴場における衛生等管理要領	Ⅱ 第1-12(4)-2-Ⅰ Ⅱ 第2-4	水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
17	公衆浴場条例	別表第1-2-(15)	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
18	公衆浴場条例	別表第1-2-(8)	浴槽内には温度計を備えておくこと。

○公衆浴場の種類

一般公衆浴場
銭湯（地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設であり、入浴料金を知事が統制額を指定している施設）・・・条例第4条第1項
その他の公衆浴場
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」）・・・条例第4条第2項
サウナ、酵素風呂、岩盤浴（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例第4条第3項
ヘルスセンター・健康ランド等の風呂、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設される風呂、エステティックサロンの風呂・・・条例第4条第4項

条例：公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

※ 次の場合は許可対象外

- ・病院や介護老人保健施設のデイ・ケアとして使用する浴場、国や自治体による入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場
- ・遊泳プールに付帯する発汗を目的としない採暖室・採暖槽
- ・シャワーのみの施設

○構造設備の基準（条例第4条関係別表第1の2）

(1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。	
(2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。	
(3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。	
(4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。	
(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。	
(6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。	
(7) 浴槽は、耐水性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とする。	
(8) 浴槽内には温度計を備えておくこと。	
(9) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。 ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。 イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	
(10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	※

(11) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。	※
(12) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。	※
(13) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。	※
(14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。	※
(15) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。	※
(16) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。	※
(17) 気泡発生装置等を設置する場合にあっては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。	
(18) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること	※
<p>サウナ（蒸気、熱気等を使用するもの）は(1)～(18)に加えて次の基準も満たす必要があります（条例第4条関係別表第3）</p> <p>(1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。</p> <p>(2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。</p> <p>公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省）（Ⅱ第1の10(1)6,7)</p> <p>➤ サウナ室又はサウナ設備には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。</p> <p>➤ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</p> <p>また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。</p>	

※浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室は適応除外です

※風俗営業等の規制を受ける施設の構造設備基準についてはお問合せください

○衛生措置の基準

1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するものを除く）

・・・条例別表第1の1

(1) 「入浴設備の衛生管理について」参照

(2) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の1

(1) 1（別表第1の1の項各号）に掲げる基準を有すること。

(2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

(3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について (原湯等)

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目 (6項目)

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合は10mg/L 以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL 中に 10cfu 未満をいう)

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。

(照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)

※ 原水、原湯については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯(水)、または貯湯槽内から採水してください。

※ 水質検査は、①国公立の衛生試験機関又は②食品衛生法及び水道法に規定する登録検査機関に検査を依頼してください。

登録検査機関は厚生労働省のホームページの「水質検査機関登録簿」に掲載されています。
レジオネラ属菌等目的の検査項目の実施の有無、料金、採水方法、検査日数などについて
検査機関にお問い合わせ頂き、検査機関を選定してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

(令和4年10月作成)

入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。

1 水質基準に適合するように維持管理してください。

水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

(1) 浴槽水：4項目

項目	水質基準
濁度	5度以下
<u>有機物（全有機炭素の量（TOC））</u> ※	<u>8mg/L 以下</u> ※
大腸菌群	1個/ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ **水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上**

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

(2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る温冷水：6項目

（水道水以外の水を使用している場合）

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度指数（pH）	5.8 以上 8.6 以下
<u>有機物（全有機炭素の量（TOC））</u> ※	<u>3mg/L 以下</u> ※
<u>大腸菌</u>	<u>不検出</u>
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ **水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合や**

源泉、配管の変更時等その他必要に応じて実施

➤ 下線斜体の項目は令和5年1月1日から適用です。

※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください。（水質基準：浴槽水は 25mg/L 以下、原湯等は 10mg/L 以下）

2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁（1日3回以上が望ましい）に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

遊離残留塩素濃度・・・0.4mg/L以上（～最高1.0mg/L）

<参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
有効塩素 濃度	60～90%	5～12%	
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合

<参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD法の例



デジタル式の例



試験紙の例



<消毒に塩素系薬剤を使用しない場合>

次のいずれかに該当する場合に、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは消毒に塩素系薬剤を使用しないことが出来ます。

- ア 原湯又は原水のpH又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できない場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
(例：原湯と塩素系薬剤が反応して有毒な塩素ガスを発生する場合や、原湯の流入が多いかけ流しの浴槽で遊離残留塩素濃度を保つことができない場合)
- ウ 自身の施設にて有効性を検証確認した他の消毒方法を使用する場合

<他の適切な衛生措置>

定期的な水質検査、有効性を確認した消毒、浴槽配管等の定期的な清掃消毒等を実施することをいいます。

3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

(1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

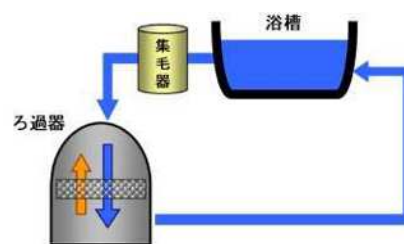
(2) ろ過器、循環配管

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。
- ろ過器の無い昇温循環配管や浴槽水の溜まる箇所は定期的に清掃及び消毒をしてください。
- 日常管理に加えて年に1回程度、配管内の生物膜の点検除去をしてください。

配管消毒の具体的な方法の例（7日に1回以上）

高濃度塩素消毒

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加（5～10mg/L程度）
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる



4 貯湯槽内の湯の温度は、60℃以上に保ってください。

貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒してください。

- 原湯、カラン、シャワー用の湯を貯める貯湯槽が対象です。
- 最大使用時にあっても55℃以上に保ってください。
- 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行ってください。

<参考>設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。

定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。

5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃及び消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、浴槽水の換水を行う際に配管を消毒し、生物膜を除去してください。



- ・ 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃及び消毒をしてください。
- ・ オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。

6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の点検、洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に点検、洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

7 手引書及び点検表を作成してください。

- ・ 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、従業者の方がその内容を理解して作業にあたるようにしてください。
- ・ 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。
- ・ 点検結果の保管は3年間は望ましいです。



8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- ・ 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
- ・ 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
- ・ 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所

環境衛生課

電話 0463-32-0130（代表）

第1号様式（第3条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

公衆浴場営業許可申請書

令和 年 月 日

神奈川県平塚保健福祉事務所長 殿

申請者〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
住 所 〒

氏 名

生年月日(個人の場合) 年 月 日生
電 話

次のとおり公衆浴場を営業したいので、申請します。

所 在 地	〒 電話
名 称	
公衆浴場の種類	温泉・温湯・薬湯・蒸気、熱気等・その他（ ）
公衆浴場の種別	一般・その他（条例第4条第 項）
工事完成予定年月日	令和 年 月 日
営業開始予定年月日	令和 年 月 日

(裏)

営業施設の構造設備等の概要

建物の概要	構造	階建	敷地面積	平方メートル	
	建築面積	平方メートル	建築延べ面積	平方メートル	
営業施設の面積等	男女の区分		男	女	
	項目				
	脱衣室	平方メートル		平方メートル	
	浴室	平方メートル		平方メートル	
	浴槽	平方メートル		平方メートル	
営業施設の設備	男女の区分		男	女	
	項目				
	携帯品保管設備等		戸棚 人分、げた箱 人分	戸棚 人分、げた箱 人分	
	湯栓及び水栓		湯栓 個、水栓 個	湯栓 個、水栓 個	
	便所	種類及び数	水洗式・くみ取り式 個	水洗式・くみ取り式 個	
		流水式手洗	有・無	有・無	
	換気		機械換気・自然換気	照明	ルクス以上
	浴室の床の使用材料			浴槽の使用材料	
	温度計		有・無	ろ過器	有・無
	滅菌器		有・無	貯湯槽	有・無
浴用に供した汚水の排出の方法及び排水経路		浴槽→公共下水・浴槽→河川放流・その他(浴槽→)			
その他	使用水の種類	水道水・井水・温泉・その他()			
	その他の公衆浴場(条例第4条第2項及び第3項で規定するもの)	浴槽数 個、シャワー数 個	蒸気、熱気等による入浴設備() 室	異性をして客の身体に接する役務の提供 有・無	

<他法令手続等状況> (枠内に記入してください)

浄化槽	設置有(人槽)・設置無	建築基準法	確認:未・済 → 対応:不要・済・途中 建築用途変更:有・無
消防法	相談:未・済 → 対応:不要・済・途中		
都市計画法	用途地域(地域)		

公衆浴場営業許可申請書

記入例

年 月 日

神奈川県平塚保健福祉事務所長 殿

申請者

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

住所 〒0000-0000

〇〇県 △△市 ××町 ●●●番地

氏名 株式会社▲▲▲

代表取締役 □□□□

生年月日（個人の場合） 年 月 日生

電話 0000-00-0000

申請者が法人の場合は、登記上の
住所、会社名、代表者名を記入

次のとおり公衆浴場を営業したいので、申請します。

所在地	〒0000-0000 神奈川県 〇〇市 △△町 〇〇〇番地 電話 0000-00-0000
名称	〇〇スパ
公衆浴場の種類	温泉・温湯・薬湯・蒸気・熱気等・その他（ ） (浴槽に使用する湯の種類を1つ選択)
公衆浴場の種別	一般・その他（条例第4条第 項）
工事完成予定年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
営業開始予定年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (該当する日付があれば記入) (具体的な日付を想定していない場合は空欄)

〇蒸気・熱気等を使用（サウナ等）
→ 第3項
〇その他のもの → 第4項

(裏)

営業施設の構造設備等の概要

建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 2階建		敷地面積	〇〇〇〇平方メートル
	建築面積	〇〇〇〇平方メートル (申請施設が入っている建物全体の面積)		建築延べ面積	〇〇〇〇平方メートル (申請施設が入っている建物各階合計の延べ面積)
営業施設の面積等	男女の区分		男		女
	項目	脱衣室		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル
		浴室		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル
		浴槽		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル
営業施設の設備	男女の区分		男		女
	項目	携帯品保管設備等		戸棚 10人分、げた箱 10人分	戸棚 10人分、げた箱 10人分
		湯栓及び水栓		湯栓 5個、水栓 5個 (浴室のカラン数)	湯栓 5個、水栓 5個 (浴室のカラン数)
	便所	種類及び数	水洗式・くみ取り式 2個		水洗式・くみ取り式 2個
		流水式手洗	有・無		有・無
		換気	機械換気・自然換気		照明 30ルクス以上
		浴室の床の使用材料	例：石、タイル、檜等		浴槽の使用材料 例：石、タイル、檜等
		温度計	有・無		ろ過器 有・無
		滅菌器	有・無		貯湯槽 有・無
	備	浴用に供した汚水の排出の方法及び排水経路		浴槽→公共下水・浴槽→河川放流・その他(浴槽→) (浴用に使用した汚水の排水経路を選択又は記入)	
その他	使用水の種類	水道水・井水・温泉・その他() (洗面等に使用している水の種類を選択)			
	その他の公衆浴場(条例第4条第2項及び第3項で規定するもの)	浴槽数 0個、シャワー数 2個 蒸気・熱気等による入浴設備(サウナ) 2室 男性をして客の身体に接する役務の提供 有・無		蒸気・熱気等を使用するもの(サウナ等)の場合に記入	

建物の一部を使用する場合は、使用するエリアを図面にわかるように記載してください

蒸気・熱気等を使用するもの(サウナ等)の場合に記入

<他法令手続等状況> (枠内に記入してください)

浄化槽	設置有()人槽)・設置無	建築基準法	確認：未・済 → 対応：不要・済・途中 建築用途変更：有・無
消防法	相談：未・済 → 対応：不要・済・途中		
都市計画法	用途地域(近隣商業地域)		

入浴設備の調査票

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽 _____m ³	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉____種類	
貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input type="checkbox"/> 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
<input type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ①_____m ³ /1時間 ②_____m ³ /1時間 ③_____m ³ /1時間
	<input type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	<input type="checkbox"/> 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input type="checkbox"/> 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	<input type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

入浴設備の調査票【記入例】

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水 (<u>水道水</u> ・ 井戸水 ・ 湧水) → 直結 ・ 受水槽 <u>25</u> m ³ 有効容量を記入する							
浴槽に使用する水の種類 (<u>水道水</u> ・ 井戸水 ・ 湧水 ・ <u>温泉</u>) → 温泉 <u>1</u> 種類							
貯湯槽 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) → <u>原湯</u> ・ <u>上がり用湯</u>							
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置 (有 ・ <input type="checkbox"/> 無)						
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置 (有 ・ <input type="checkbox"/> 無)						
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である						
<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯は、湯面より上から落としし込む構造である							
<input checked="" type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する							
分湯マスや調節箱 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無) 分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス 調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク							
有の場合	清掃等の管理は (<u>施設</u> ・ 温泉供給元 ())						
ろ過器 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)							
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① <u>5.0</u> m ³ /1時間 ② <u>10.6</u> m ³ /1時間 ③ _____ m ³ /1時間						
	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材 (<u>砂</u> ・ その他 ())						
	<input checked="" type="checkbox"/> 集毛器 (ヘアキャッチャー、HC) はろ過器の前に設置されている						
	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている						
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である						
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)							
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある						
	<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯は、循環配管につながっていない						
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である						
オーバーフロー回収槽 (有 ・ <input type="checkbox"/> 無)							
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である						
	<input type="checkbox"/> 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある						
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない						
打たせ湯 (有 ・ <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない							
シャワー (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無) <input checked="" type="checkbox"/> 循環湯を使用していない							
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)							
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である						
	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない						
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である						
露天風呂と内湯の有無 (<u>両方有</u> ・ 内湯のみ ・ 露天風呂のみ)							
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない						
浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	湯水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	2.0 m ³	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 HC <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<u>塩素系</u> ・ 消毒しない ()	<u>水道水</u> ・ <u>温泉</u> その他 ()	

【HC (ヘアキャッチャー、集毛器)】
循環配管内にある、毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置

浴槽によって設備等に違いがある場合は記入

男子内湯	4.2 m ³	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	①	有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	②	有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無			
貸切風呂 (内湯)	1.2 m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リュベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m ≒ 1 t(トン)							
	m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	()	その他()	
	m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ <input type="checkbox"/> 無		有・ <input type="checkbox"/> 無 HC 有・ <input type="checkbox"/> 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

上に書いたろ過能力の番号と一致させてください。

ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要(「無」に○をつける)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

手引書の内容の確認欄

施設長	
衛生管理責任者	
清掃責任者	
設備責任者	

1. 構造設備の概要

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽 _____ m ³	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉 _____ 種類	
貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input type="checkbox"/> 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
<input type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① _____ m ³ /1時間 ② _____ m ³ /1時間 ③ _____ m ³ /1時間
	<input type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	<input type="checkbox"/> 集毛器はろ過器の前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input type="checkbox"/> 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	<input type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	
サンプルングする水	
サンプルングの時間	
サンプルング場所	

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルング場所

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

4. 浴槽の日常清掃

--

5. ろ過器の管理

--

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

--

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

--

8. 水位計配管の消毒

--

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

--

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

--

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

1 4. 調節箱の清掃

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

1 7. その他の必要な事項

(作成例)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

中郡△△町〇〇 1 2 3 4 - 5

作成年月日

令和4年10月01日

手引書を作成した年月日を記入。
レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

(令和4年10月作成)

申請時に添付する「構造設備についての調査票」と同じ内容のため、その写しで代用しても構いません。

1. 構造設備の概要

洗面用水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 湧水） → 直結 ・ 受水槽 <u>18</u> m ³	
浴槽に使用する水の種類（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 湧水 <input type="checkbox"/> 温泉） → 温泉 <u>1</u> 種類	
貯湯槽（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無） → <input type="checkbox"/> 原湯 ・ <input type="checkbox"/> 上がり用湯	
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
<input checked="" type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）	
有の場合	清掃等の管理は（ <input checked="" type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 温泉供給元（ <u> </u> ））
ろ過器（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① <u>5.0</u> m ³ /1時間 ② <u>10.6</u> m ³ /1時間 ③ <u> </u> m ³ /1時間
	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（ <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> その他（ <u> </u> ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 集毛器はろ過器の前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無） <input checked="" type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（ <input checked="" type="checkbox"/> 両方有 <input type="checkbox"/> 内湯のみ ・ 露天風呂のみ）	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

浴槽によって設備等に違いがある場合は記入

浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	2.0 m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
男子内湯	4.2 m ³	有・無	①	有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		有・無	②	有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
客室風呂 (内湯) 5室	各 1.2 m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	客毎換水
		有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

上に書いたろ過能力の番号と一致させてください。

ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要(「無」に○をつける)

浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m³
 ※ 1 m³(立方メートル) = 1 立米(リューベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m(メートル) × 1m(メートル) = 1 t(トン)

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、清掃・消毒前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： ○○県××市□□12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： ○○○○-○○-○○○○

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

浴槽やろ過器の構造設備に変更があった場合、浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)を変更した場合に行う検査です。検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

① 実施頻度

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、貯湯槽内または吐水口から採水してください。

② サンプルング場所

貯湯槽内、または吐水口から浴槽に落ちる前の湯

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県△△市×××

名称： 〇〇県水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

公的検査機関または食品衛生法及び水道法第20条に規定する登録検査機関登録検査機関である必要があります。

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置したあと元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1)ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2)浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3)残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4)ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5)お湯を完全に排出する。
- (6)4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7)新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5~10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1)気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2)水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3)装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4)装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬液が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）
今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

※該当する場合のみ
利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。
※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、〇〇業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入
※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16以外に、浴室の管理に必要と思われる事項があれば記入

自主管理点検表

浴槽名 _____

令和 年

(網掛けは循環ありの場合のみ)

月	遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
	実施頻度	1日3回以上			毎日(循環なし) /7日に1回(循環あり)	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日		
日	曜日	時	時	時									
1日													
2日													
3日													
4日													
5日													
6日													
7日													
8日													
9日													
10日													
11日													
12日													
13日													
14日													
15日													
16日													
17日													
18日													
19日													
20日													
21日													
22日													
23日													
24日													
25日													
26日													
27日													
28日													
29日													
30日													
31日													
その他の特記事項												責任者確認欄	

自主管理点検表

作成例：循環なし

浴槽名 女子露天

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			毎日	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回		
日	曜日	6時	12時	20時										
1日	木	0.5	0.4	0.4	○	○	65℃							佐藤
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	67℃	○	○					鈴木
3日	土	0.6	0.7	0.7	○	○	65℃							田中
4日	日	0.4	0.5	0.5	○	○	64℃							佐藤
5日	月	0.4	0.4	0.8	○	○	64℃							鈴木
6日	火	0.5	0.4	0.4	○	○	67℃							鈴木
7日	水	0.5	0.8	0.7	○	○	65℃							田中
8日	木	0.9	0.7	0.5	○	○	68℃							佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.5	○	○	65℃	○	○					田中
10日	土	0.5	0.4	0.8	○	○	65℃							佐藤
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
その他の特記事項 14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽と水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施。 定期清掃や点検の実施状況等を記入													責任者確認欄	神奈川一郎

自主管理点検表

作成例：循環あり

浴槽名 女子内湯

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			7日に1回	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回		
日	曜日	6時	9時	15時										
1日	木	0.4	0.5	0.4		○	68℃				○			佐藤
2日	金	0.5	0.8	0.4	○	○	66℃	○	○	○	○	○		鈴木
3日	土	0.5	0.4	0.8		○	65℃				○			田中
4日	日	0.6	0.7	0.7		○	66℃				○			佐藤
5日	月	0.4	0.5	0.5		○	65℃				○			鈴木
6日	火	0.4	0.4	0.8		○	67℃				○			鈴木
7日	水	0.5	0.4	0.4		○	67℃				○			田中
8日	木	0.5	0.8	0.7		○	67℃				○			佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.5	○	○	65℃	○	○	○	○	○		田中
10日	土	0.5	0.4	0.8		○	65℃				○			佐藤
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
その他の特記事項 14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽、循環配管、水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施し、ろ材を交換した。 定期清掃や点検の実施状況等を記入													責任者確認欄	神奈川一郎